

陳情第3号

非核・平和施策に関する陳情書

令和5年5月29日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和5年6月9日 配付

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸



非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島・長崎への原爆投下から78年目を迎えました。2021年に発効しました核兵器禁止条約の批准国は68ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がりつつあります。しかし、ウクライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

< 記 >

1. 核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - ① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - ② 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。市役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - ③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - ④ 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴えて下さい。
4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。ドイツではこの4月、すべての原発が完全稼働停止となりました。日本でも、政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2023年5月24日

原水爆禁止国民平和
京都実行委員会代表

2023年原水爆禁止国民平和
京都実行委員会

原水爆禁止京都協議会 気付 電話： 電話： FAX： FAX：